

令和5年度静岡県サービス管理責任者等更新研修 実施要綱（追加募集）

(注)本研修に申し込んだ方は、本要綱の内容について同意いただいたものとみなします

1 目的

本研修は、「静岡県障害福祉人材育成ビジョン」に示された「ソーシャルワーカーとして障害者ケアマネジメントを実行できる人材」の育成を図るために実施するものです。

具体的には、障害者総合支援法及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という）の養成を図ることを目的とします。

2 日程及び会場

研修は、講義及び演習のいずれも受講していただきます。

(1) オンデマンド配信による講義：「障害者福祉施策及び児童福祉施策の最新の動向」について受講

区分	配信期間	実施方法
F・G グループ	11月上旬～11月下旬頃	オンデマンド (YouTube による講義動画視聴)

【注意】・講義動画視聴後に、受講確認のためレポート等の提出があります。

(2) 集合による講義・演習：グループに分かれて実施

区分	F グループ	G グループ
日程	12月5日(火)	12月6日(水)
会場	静岡労政会館 6階ホール	

〈会場〉

会場名称	所在地	受講者駐車場
静岡労政会館 6階ホール	静岡市葵区黒金町5-1	なし(公共交通機関をご利用ください)

3 実施主体

静岡県健康福祉部障害者支援局障害者政策課

(委託先) 社会福祉法人あしたか太陽の丘

4 研修計画及び研修内容

- ・別紙1のとおりとします。
- ・本研修は、分野（就労や児童等）の区分はなく、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者共通のカリキュラムです。
- ・オンデマンド研修受講には、安定したインターネット環境、パソコンが必要です。
- ・受講者には、受講決定時に研修の詳細及び事前課題について案内します。事前課題については、

所定の様式により、期限までに指定された方法で提出してください。

5 研修受講対象者

障害者総合支援法又は児童福祉法に規定された事業に従事する、行政機関、社会福祉法人、医療法人、NPO 法人等の職員で、以下のいずれかの区分の方。 (別紙2参照)

受講区分 1：以下の①～④をすべて満たす方 (更新研修 1回目 令和5年度が更新期限)

- ①サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として現在従事しているか、今後従事予定である
- ②平成 30 年度までに相談支援従事者初任者研修※1を修了している
- ③平成 29 年、30 年度にサービス管理責任者等研修※2を修了している
- ④令和元年度から令和 4 年度までに更新研修※3を受講していない

受講区分 2：以下の①～⑥をすべて満たす方 (更新研修 1回目 令和5年度が更新期限)

- ①サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として現在従事しているか、今後従事予定である
- ②平成 30 年度までに相談支援従事者初任者研修※1を修了している
- ③平成 25 年～28 年度にサービス管理責任者等研修※2を修了している
- ④令和元年度から令和 4 年度までに更新研修※3を受講していない

受講区分 3：以下の①～④をすべて満たす方 (更新研修 1回目 令和5年度が更新期限)

- ①サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として現在従事しているか、今後従事予定である
- ②平成 30 年度までに相談支援従事者初任者研修※1を修了している
- ③平成 18 年～24 年度にサービス管理責任者等研修※2を修了している
- ④令和元年度から令和 4 年度までに更新研修※3を受講していない

受講区分 4：以下の①～⑥をすべて満たす方 (更新研修 2回目 令和6年度が更新期限)

- ①サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として現在従事しているか、今後従事予定である
- ②平成 30 年度までに相談支援従事者初任者研修※1を修了している
- ③令和元年度にサービス管理責任者等更新研修※3を修了している
- ④令和 2 年度から令和 4 年度までに更新研修※3を受講していない
- ⑤更新研修に必要ないずれかの実務経験を満たしている
 - (ア)現に障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者、児童発達管理責任者または管理者として従事している
 - (イ)現に指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所または指定障害時相談支援事業所において相談支援専門員として従事している
 - (ウ)更新研修開始日前 5 年間において、(ア)又は(イ)の業務に 2 年以上従事していた方
- ⑥今年度更新研修受講が必要となる特別な事情がある
例：育児休業に入るため、令和 6 年度の更新研修を受講できない

受講区分 5：以下の①～⑤をすべて満たす方（更新研修2回目 令和6年度が更新期限）

- ①サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として現在従事しているか、今後従事予定である
②平成30年度までに相談支援従事者初任者研修※1を修了している
③令和元年度にサービス管理責任者等更新研修※3を修了している
④令和2年度から令和4年度までに更新研修※3を受講していない
⑤更新研修に必要ないずれかの実務経験を満たしている
(ア)現に障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者、児童発達管理責任者または管理者として従事している
(イ)現に指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所または指定障害時相談支援事業所において相談支援専門員として従事している
(ウ)更新研修開始日前5年間において、(ア)又は(イ)の業務に2年以上従事していた方

※1 以下の課程を受講し、その証書等を有する方を含みます

- 「相談支援従事者初任者研修」の共通講義部分（2日間、他県開催分を含む）
- 平成17年度の「静岡県障害者ケアマネジメント従事者研修」
- 平成16年度以前の「障害者ケアマネジメント従事者研修」及び平成18年度の「静岡県相談支援従事者障害者相談支援研修」

令和元年度以降に相談支援従事者初任者研修を受講されている方は、今回のサービス管理責任者等更新研修の対象ではありません。サービス管理責任者等実践研修をご受講ください。

※2 他県開催の「サービス管理責任者等研修」を含む

※3 他県開催の「サービス管理責任者等更新研修」を含む

6 受講定員

160人程度

7 受講申込み方法及び注意事項

受講区分	電子申請サービス申込	実務経験証明書
1、2、3	要	不要
4、5	要	要

(1) 静岡県電子申請システムにより、下記手順に基づきお申込みください。

申込み 準 備	<p>「ふじのくに電子申請サービス」の利用者登録を済ませている方 →これまでの静岡県相談支援従事者研修やサービス管理責任者等研修で登録済の方は、利用者ID（メールアドレス）やパスワードを御準備ください</p> <p>「ふじのくに電子申請サービス」の利用者登録を行っていない方 →利用者登録用メールアドレスを御準備ください（研修申込み受付メール及び受講決定通知等は、そのアドレス宛てに送信します）</p>	
申込み 手 順	<p>①ふじのくに電子申請サービスのホームページへアクセス https://apply.e-tumo.jp/pref-shizuoka-u/</p> <p>②検索メニューの手続き名「サービス管理責任者等更新研修」で検索</p> <p>③（利用者登録を行っていない方のみ）利用者登録を行い、パスワードを発行</p> <p>④利用者ID（メールアドレス）・パスワードによりログイン</p> <p>⑤必要事項を入力し、入力内容をよく確認の上、申請</p> <p>⑥登録メールアドレスに申込み受付メールが到着すれば受付完了</p> <p>※半日程度経過しても申込み受付メールが届かない場合は、手続きが完了していないおそれがあるため、必ず、「申込内容照会」にて内容や件数を確認してください。</p> <p>★申込み期限後に手続きが完了していないことが判明した場合、申込みのやり直しを行うことはできません</p> <p>※申込み期限までは、申込み内容の修正、取下げが可能です。</p>	
申込み 期 間	令和5年10月11日（水）17時まで	※期限後は一切 申請入力できません

(2) 実務経験証明書の提出

対象者	受講区分4、5の方
提出様式	実務経験証明書（静岡県サービス管理責任者等更新研修申込用参考様式）
記載上の留意事項	<ul style="list-style-type: none">複数法人での経歴を証明する場合は、証明する法人ごとに様式を作成し、受講申込み法人がとりまとめて提出してください。配置状況について所管課、所管自治体に問い合わせを行うことがあります。
提出方法	下記宛て郵送により提出をお願いします。 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁西館2階 静岡県障害者政策課障害者政策班 更新研修担当 宛て
提出期限	令和5年10月13日（金）17時必着 ※提出書類は返却しません

【注意事項】

- ① 本要綱に同意できない方は、申込みできません。
- ② 申込みは、法人（又は市町）ごと行ってください（事業所単位の申込みは無効です）。
- ③ 配置（従事）状況に関して、所管自治体に問い合わせることがあります。
- ④ 受講に際し、配慮（車椅子使用、介助者が付添う等）が必要な場合は、申込みフォームに入力してください。
- ⑤ 申込み期限までに申込み手続きを行わなかった場合（申込み手続きが正常に完了していない場合を含む）や、申込み内容に不備があった場合（受講区分間違い含む）には、受講者として決定しません。
- ⑥ 実務経験証明書の提出が必要な方（受講区分4、5）について、期限までに提出のない場合、内容に不備のある場合及び「5 研修受講対象者」に記載のある実務経験年数を満たす見込みがないと認められる場合は、受講決定しません。
- ⑦ 受講決定者には、オンデマンド研修受講に関する同意書を提出していただきます。
- ⑧ 受講決定後の日程変更はできません。
- ⑨ 県内の事業所に配置される方を優先します。

〔個人情報の利用目的〕

- ① 受講決定者及び修了者の氏名や所属事業所等の情報は、申込み内容に基づく事業所等への配置状況の把握、配置状況の把握のため、政令市及び静岡県関係課に提供します。
- ② 申込み時に入力された個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲で、本研修の業務委託先に提供します。

8 受講者の決定・通知

静岡県障害者政策課長が、サービス管理責任者等研修の受講年度、サービス管理責任者等としての従事状況、法人ごとの申込み者数等を勘案し、選考の上決定します（先着順ではありません）。
選考結果は、受講（決定・非決定）通知書として、各法人の長宛てメール送付します。（申込み時に登録したアドレス宛て送付します。郵送による通知は行いません）

受講不可の決定となった場合、個別の問い合わせにはお答えいたしかねます。

9 修了証

研修の全課程を修了した方に、静岡県知事が発行する修了証を交付します。

なお、以下のいずれかに該当する場合は、修了証を交付しません。

- ① オンデマンド研修受講の同意書の提出がない又は同意書の内容を遵守しなかった場合
- ② オンデマンドによる講義動画を配信期間内に視聴しなかった場合
- ③ 研修参加費及びテキスト・資料代を期日までに納付していない又は納付していることが確認できない場合
- ④ 集合研修において、講義、演習に遅れた場合（公共交通機関の遅延証明書を持参した場合を除く）
- ⑤ 集合研修において、遅刻、離席、途中退室、欠席等により、受講できないカリキュラムがあった場合
- ⑥ 課題及び提出書類に関して、指定期限までに指定の方法で提出がない場合、指定様式でない様式（過年度様式等）で提出した場合及び事例等に著しい不備が認められた場合
- ⑦ 受講中に私語や居眠り等受講以外の行為を確認した場合、その他研修受講態度としてふさわしくない行為を確認した場合

10 受講費用

1人当たりの受講費用として、研修参加費及びテキスト・資料代をお支払いいただきます。なお、研修参加費及びテキスト代は、いかなる理由があっても返金しません。（研修カリキュラムを全部又は一部受講できなかった場合にあっても受講費用は返金しません）

① 研修参加費：20,000円

受講申込み時に記載した法人所在地へ納入通知書を送付しますので、納入通知書に記載の納期限までに納付してください。なお、研修当日までに県において納付確認が取れない場合は、修了証を交付しません。

② テキスト・資料代：3,500円

研修参加費の納入通知書とは別に、研修申込み時に記載した法人所在地へあしたか太陽の丘からコンビニ専用払込票（インボイス対応）を送付します。払込票記載の期限までに払い込んでください。1人につき一部購入していただきます。

11 問い合わせ先

確認したい内容により、以下の連絡先へお問い合わせください。

確認したい内容	連絡先
申込み方法に関すること (ふじのくに電子申請サービス)	静岡県障害者政策課 電話番号 054-221-2352 ※ただし、お問い合わせについては、順番に対応させていただきたいため、メールにてお願いいたします。その際、件名に「サービス管理責任者等更新研修（追加募集）について」と記載ください。 メ ー ル shougai-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp
研修の内容に関すること	社会福祉法人あしたか太陽の丘 研修センター 担当 瀧本、坂井、上島 電話番号 055-923-7850(代表) (受付時間：平日 9:00～17:00)